

## 神戸電鉄からの提案（H26.3協議会） に対する回答について

### （参考）改正法の概要説明①

#### ●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

＜予算関連法律案＞

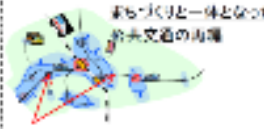
持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

- ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める。

#### 背景

- ◆人口減少や高齢化が進捗する中、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割は増大
  - ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活に不可欠な移動の確保
  - ・コンパクトシティの実現のため、拠点駅などを地場公共交通ネットワークの構築
  - ・国内外の観光客や多様な地域外からの来訪者との交流の活性化等
- ◆これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、

まちづくりと一体となった公共交通のあり方



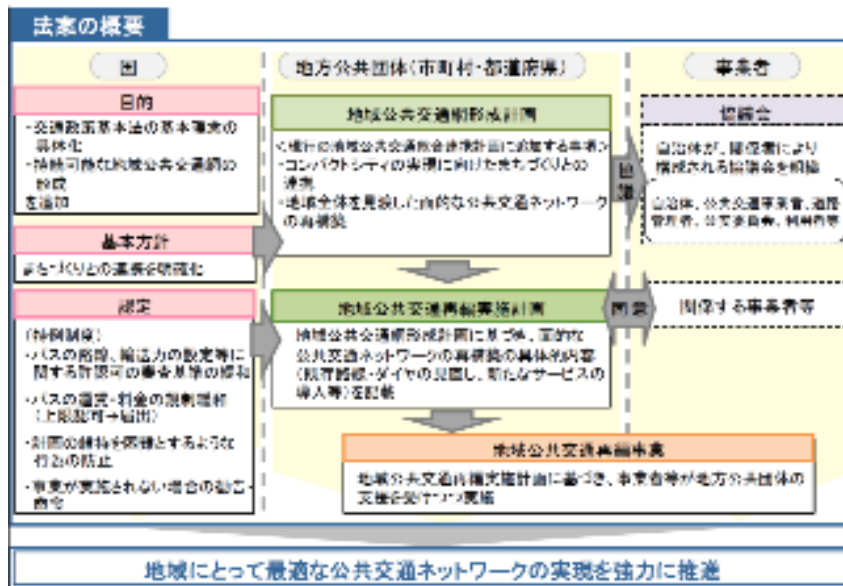
計画的に整備された生活サービス拠点へのアクセスの確保のため、公共交通の充実が必要。

#### 地域公共交通の再定義

地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立ち、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域課題と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要



## (参考) 改正法の概要説明②



### (1)－① 通勤定期利用者の拡大施策の見直し

- 地域の公共交通を最適な形へ再構築するため、連携計画に「地域公共交通再編事業」の実施を明記することについて
  - ・「地域公共交通再編実施計画」を作成する場合には、関係する交通事業者全ての合意が必要であるため、現時点で計画に「地域公共交通再編事業」の実施を明記することはできない。
  - ・地域全体を見渡した最適な交通手段を有機的に組み合わせた公共交通ネットワークを再構築することは重要であることから、12月中に必要な事業者を選定し、協議の場を設けるよう調整する。

## (1)－① 通勤定期利用者の拡大施策の見直し

### ■ 無料シャトルバスの運行について

三木市：既存のバス路線が運行している地域では、既存の交通網に影響を及ぼす可能性があること、また、バス路線がない地域においても、一部地域のみで無料シャトルバスを運行することは公平性を欠くため、行えない。

小野市：平成20年度に榎山駅と工業団地を結ぶシャトルバスの試験運行を行ったが、思うような効果が得られなかったため運行は考えていない。

神戸市：既に住宅地と駅を結ぶバス路線がある。既存エリアで無料バスを運行すると、駅までの既存路線撤退を招く恐れがあるため、考えていない。

### ■ 既存バス路線のダイヤ改善について

三木市：既存バス路線のダイヤ改善・ダイヤ調整をバス事業者に対し要望する。

小野市：小野駅と駅周辺のバス利用者を比較するとバス利用者は10分の1程度である。従って競合していないと考えている。

神戸市：バスとの接続駅では、粟生線が15分間隔で運転されているため、待ち時間の長い乗継はほぼないものと理解している。

※ なお調整を望む具体的な提案があれば、調整の場を設ける

## (1)－① 通勤定期利用者の拡大施策の見直し

### 無料シャトルバスに代わる通勤利用者拡大あるいは そのほか利用促進施策

三木市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H23年度より「三木市神戸電鉄福祉カード」の交付を実施しており、本年度は「神鉄8日間フリー乗車券」のみにしたことで、年間10万人の効果을あげる見込みである。</li> <li>○本年度から、新規雇用者を対象に通勤定期助成を開始した。(フレッシュマン通勤定期助成)</li> </ul>
小野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小野駅では現在約2万人のコミュニティバス利用者が乗降している。これらをさらに拡充し、粟生線の更なる利用促進を図る。</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シニア層(神戸市内70歳以上)を対象とした割引施策を検討しており、粟生線のみならず神戸電鉄全線での利用促進に取り組む(H27年度より実施開始予定)</li> <li>○ 市営住宅の建替、整理を行い、余剰地を民間住宅とするなど、沿線人口増加、通勤利用者拡大を図る。(後述)</li> </ul>

## (1)－② 沿線地域が主体となった利用促進

(2)と重複するので後述

## (1)－③ 駅中心のまちづくりの見直し

三木市

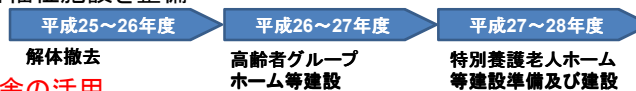
### ◆緑が丘地区再開発

駅前地区(緑が丘駅)の用途地域を緩和し、マンションの供給を可能に。



### ◆旧市民病院跡地(三木駅周辺)の活用

高齢者福祉施設を整備



### ◆三木駅舎の活用

### ◆路線バスやコミュニティバスの接続強化



### (1)－③ 垂井南土地区画整理事業

小野市

#### 小野駅周辺(垂井南地区・2.6ha) 土地区画整理事業の実施

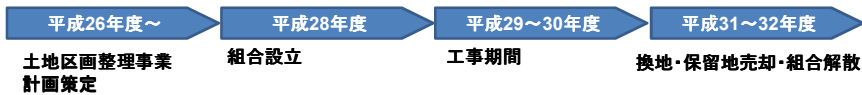
利用者増加見込(万人/対H25)		
H26	H27	H28
—	—	—



土地区画整理 (イメージ図)



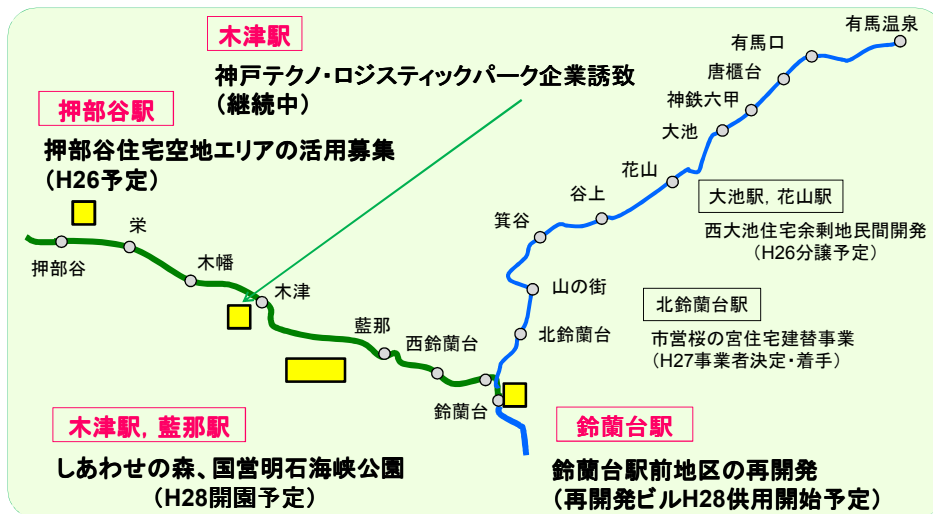
神戸電鉄 小野駅



### (1)－③ 駅中心のまちづくりの見直し

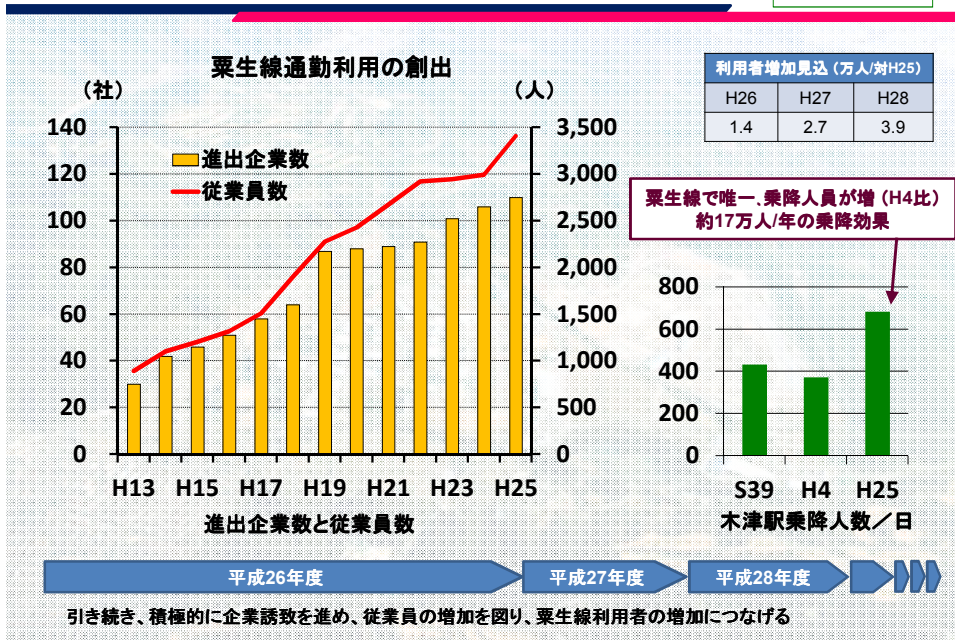
神戸市

都市計画マスタープランにおいて、鉄道を基幹とし、路線バス等で補完する公共交通ネットワークの維持・充実を目指すものとなっている



(1)－③ 神戸テクノ・ロジスティックパーク

木津駅

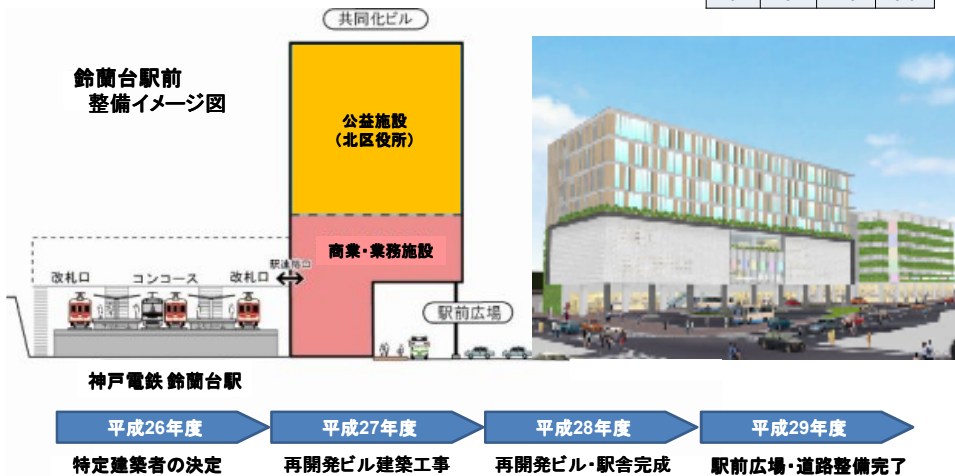


(1)－③ 鈴蘭台駅前地区の再開発

鈴蘭台駅

公益施設(区役所)の駅隣接化、商業施設の集約  
駅前広場・道路整備による車寄り付き改善

H26	H27	H28	H29
0	0	1.8	3.6





## (2)～(4) 協議会に関する見直し

### (2) 協議会の委員等の見直し

- ・ 沿線地域が主体となった取組を進めるために、裾野を広げることを目的とした、協議会の委員の追加やワーキンググループの構築の提案に賛同し、各団体と意見交換の場を設け(12月中に調整)、その中から協議会で発言いただいたり、利用促進や広報活動等の取組を行うワーキンググループとしての活動につなげていく。
- ・ 兵庫県の委員参加について、今後、県に対しお願いはしていく。

### (3) 協議会の委員報酬の見直し

- ・ 協議会委員の見直しに合わせて、検討する場を設ける。

### (4) 協議会の事務局の見直し

- ・ 神戸電鉄が行っていた事務局機能を、平成26年度より、三木市を中心に対応することで見直しを図った。

## (5) 協議会に関する見直し

### (5) 協議会事業費等の見直し

- ・ 実施事業がこれまでの駐車場整備等のハード事業から、地域が主体となり実施する利用促進や利用啓発などの事業が主となっていることから、今年度中に**事業費負担割合を見直す**ことを検討する。

	協議会事業費 これまでの負担割合
神戸電鉄	1/2
自治体(三木市・小野市・神戸市)	1/2